

答えは

A 40%

金融力調査(2012年9月公表)によると、日本人の金融に関する考え方と行動は、総じて長期志向で堅実かつ慎重な傾向にあります。借入や資金の運用にあたっては金融機関(金融商品)との比較はあまり行わない、との結果が出ています。



矢口 イチ

高知県金融広報委員会では、みなさんの企画した講演会、講習会、勉強会にお邪魔して講師を務める「金融広報アドバイザー」を無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、以下の先までお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

ご注意ください!! 健康食品の送りつけ商法!

ある日突然、「注文を受けた健康食品ができたので送る」という電話がかかり、頼んだ覚えがないのに代引きで品物が送りつけられた…という相談が急増しています。電話口で「注文していない」と言っても、「記録が残っている」「ボケたのか」「裁判になる」と脅かされたり、「3回分注文しているが、1回分の代金を払えばあとはキャンセルできる」などと言われて、仕方なく高額な代金を支払ったという内容です。



業者からこのような電話があったとき、また品物が送りつけられたときは、どうすればよいのでしょうか。

まず、電話がかかり**注文した覚えのない健康食品を「送る」と言われたら、きっぱり断りましょう。承諾していないのに品物が送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。**受け取り拒否をする際は、念のため送り主の名前と住所、電話番号を控えましょう。

強引な電話でやむを得ず承諾してしまい、代金を払って品物を受け取ったときでも、クーリング・オフできる場合があります。特に高齢者の場合は、「もしかしたら注文したかも」と思い承諾してしまうことがあります。諦めず、すぐに消費生活センターへ相談してください。

健康食品の強引な送りつけによる被害は高齢者に多く、ターゲットにされているとも言えます。周囲の方は、何か変わった様子がないかなど、声をかけたり気にかけてあげましょう。

困ったときは、お気軽に消費生活センターにご相談ください。



消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

E-メール

141602@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

休所日/土、祝日、12/29~1/3

※日曜日も相談を受け付けています。